

住まいの耐震改修

制度について詳しくは
宮城県HPをご覧ください。▶



ポイントと施工事例

補助を使って耐震改修を行い、地震に強い住宅にしましょう!

ポイント!

屋根の軽量化

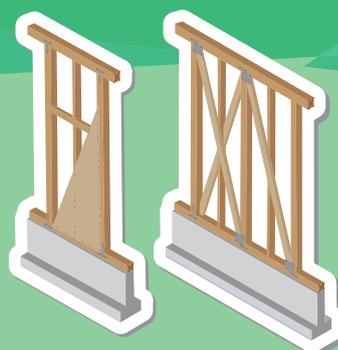


これで地震は
こわくないぞ!

ポイント!

壁の補強

筋かいによる補強
構造用合板による補強



宮城県

目次

1	耐震診断と耐震改修で地震に強い住宅にしよう！	1
2	過去の地震被害状況	2
3	木造住宅の地震被害について	2
4	古い木造住宅が耐震化されるまで	3
5	旧耐震基準の木造住宅の耐震助成(補助金)の流れ	4
6	耐震改修のポイント	5~7
7	耐震改修の費用はいくらかかるの？	8
8	低コスト工法とは	9
9	耐震改修の事例(事例1~6)	10~16
10	税制上の優遇措置があります(所得税・固定資産税)	17
11	耐震改修のための融資制度があります	18
12	みやぎ木造住宅耐震助成事業 市町村窓口一覧	19
13	宮城県建築物耐震リフォーム無料相談所	19

1 耐震診断と耐震改修で地震に強い住宅にしよう！

現在、国や都道府県、市町村、民間の建築関係団体等によって、様々な建築物の地震対策が進められています。その中でも重要となるのが、古い耐震基準で建てられた建築物の耐震化です。

昭和53年6月の宮城県沖地震を機に、建築基準法が昭和56年6月に改正され、耐震基準が大幅に見直されました。このため、それ以降に建てられた住宅は、厳しい耐震基準で建てられていますが、それ以前に建てられた旧耐震基準の住宅の多くは、耐震性能が低いため、強い地震で倒壊等の大きな被害を受ける可能性があります。

実際に平成23年3月の東日本大震災や、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震等では、旧耐震基準の木造住宅の多くに大きな被害が発生しています。「東日本大震災に耐えたから、うちは大丈夫。」という声をよく聞きますが、地震を何度も経験すると建物にはダメージが蓄積し、強度が落ちることもあります。

住宅の倒壊は、命の危険や大きな財産損失につながるだけではありません。倒壊した住宅が道路をふさぐと、被災者の避難や緊急車両の通行の妨げ、被害がさらに広がる原因にもなります。さらに、住まいを失うことで、避難生活を余儀なくされるなど、精神的・身体的負担も大きくなります。

住まいの耐震改修は、自分だけでなく家族の命や財産を守るほか、安全で安心なまちづくりのためにも、大切なことです。木造住宅の耐震化(耐震診断・耐震改修)には、助成制度のほか、新たに取り入れた工事費を低く抑えた低コスト工法もありますので、これらを活用して地震に強い住宅にしましょう。

2 過去の地震被害状況

日本では、過去に何度も大規模な地震が発生し、大きな被害を受けてきました。今後も、いつどこで地震が発生するかは分かりません。そのため、地震対策として「建築物の耐震化」を行うことがとても重要です。

昭和53年6月12日 宮城県沖地震	平成7年1月17日 阪神・淡路大震災	平成15年7月26日 宮城県北部連続地震	平成16年10月23日 新潟県中越地震
人的被害 死者 27人 重軽傷者 10,962人 住家被害 全壊 1,377棟 半壊 6,123棟 一部破損 125,370棟	人的被害 死者 6,434人 行方不明者 3人 重傷者 10,683人 軽傷者 33,109人 住家被害 全壊 104,906棟 半壊 144,274棟 一部破損 390,506棟	人的被害 死者・行方不明者 なし 重傷者 51人 軽傷者 624人 住家被害 全壊 1,276棟 半壊 3,809棟 一部破損 10,975棟	人的被害 死者 68人 重傷者 632人 軽傷者 4,163人 住家被害 全壊 3,175棟 大規模半壊 2,166棟 半壊 11,642棟 一部破損 103,854棟
平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	平成28年4月14日・16日 熊本地震	令和4年3月16日 福島県沖地震	令和6年1月1日 能登半島地震
人的被害 死者 10,570人 行方不明者 1,215人 重傷者 502人 軽傷者 3,615人 住家被害 全壊 83,005棟 半壊 155,130棟 一部破損 224,202棟 ※宮城県内の被害(津波被害を含む)	人的被害 死者 268人 重軽傷者 2,736人 住家被害 全壊 8,642棟 半壊 34,389棟 一部破損 155,229棟 ※熊本県内の被害	人的被害 死者 2人 重傷者 10人 軽傷者 98人 住家被害 全壊 51棟 半壊 616棟 一部破損 21,172棟 ※宮城県内の被害	人的被害 死者 408人 行方不明者 3人 重傷者 341人 軽傷者 876人 住家被害 全壊 6,065棟 半壊 18,126棟 一部損壊 65,072棟 ※石川県内の被害

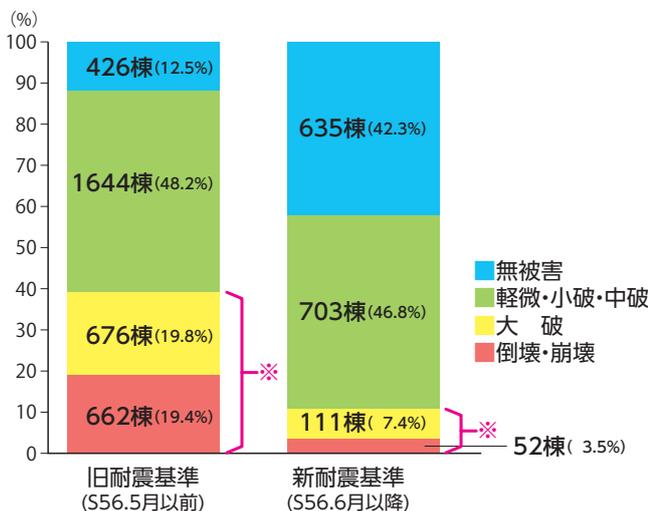
3 木造住宅の地震被害について

令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの建築物被害が発生しました。

中でも旧耐震基準の木造住宅に倒壊等の被害が多く見られ、耐震化の重要性が改めて浮き彫りとなりました。



令和6年能登半島地震の木造住宅被害



【耐震改修を行った建築物の被害状況】

日本建築学会が行った悉皆調査の対象とした木造住宅のうち、自治体の補助を受けて耐震改修を行った木造住宅について被害の状況分析したところ、倒壊・崩壊した建築物は確認されませんでした。

耐震改修を行っていない旧耐震基準の木造住宅の被害割合と比べ被害が小さいことから、耐震改修により被害が軽減されたと考えられます。

ポイント

※修理による復旧が難しい被害(大破及び倒壊・崩壊)の割合は、新耐震基準は約11%に対し、旧耐震基準は約39%となっています。

○日本建築学会が輪島市、珠洲市及び穴水町内の木造建築物の被害が大きい一定の地区内において行った、建築物の被害状況の悉皆的な調査(悉皆調査)の結果より

★地震から生命と財産を守るために補助金を活用して、耐震改修をしましょう!

4 古い木造住宅が耐震化されるまで

スタート

昭和56年5月以前に建てられた住宅の多くは現行の耐震基準を満たしていないため、地震で倒壊等の危険性があります。

昭和56年5月以前に建てられた住宅



わが家は大丈夫だろう



耐震診断で耐震性を確認してみよう!



地震だ!



被害発生

直下型地震はどこで発生するかわからない

耐震化しておけばよかった…



過去の地震のダメージが蓄積していて、被害が大きくなる場合があります。

地震により揺れ方が変わるので、東日本大震災より小さな地震でも、大きな被害を受ける場合があります。

耐震診断(補助金あり)

耐震診断は9割も補助金が出るんですね!

耐震診断士



市町村からご自宅に耐震診断士が派遣され、耐震診断を行います。診断の結果は後日お伝えします。

耐震性なし

耐震改修(補助金あり)

耐震改修に併せてリフォーム工事もやりたい!

屋根の軽量化

工事業者



壁の補強

基礎の補強

診断結果が「耐震性なし」の場合は、耐震改修工事を行いましょう。併せてリフォーム工事をすると、補助額が上乗せされます。

耐震性あり

耐震改修済み

これで安心して暮らせます!

住宅の耐震化完了!



安全



安心

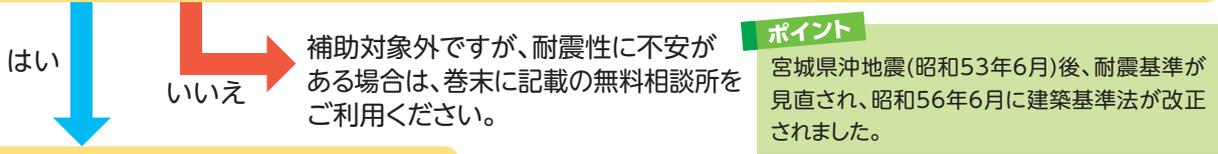
耐震診断・耐震改修には助成制度があり、補助金を活用して、耐震化を実施することができます。

地震に強い住宅にすることは、家族の生命や財産を守るために、非常に重要なことです。

いざという時に備えて、まずは耐震診断でご自宅の耐震性を確認してみましょう!

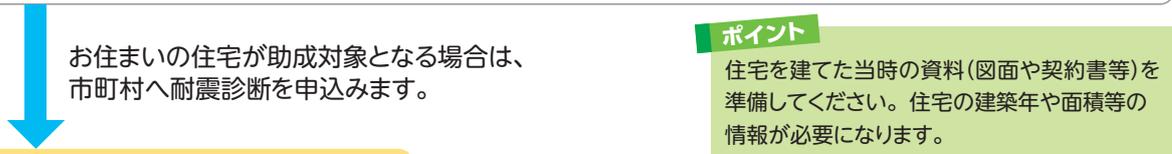
5 旧耐震基準の木造住宅の耐震助成(補助金)の流れ

1 ご自宅は「昭和56年5月以前に建てられた木造戸建て住宅」ですか？



2 市町村への事前相談

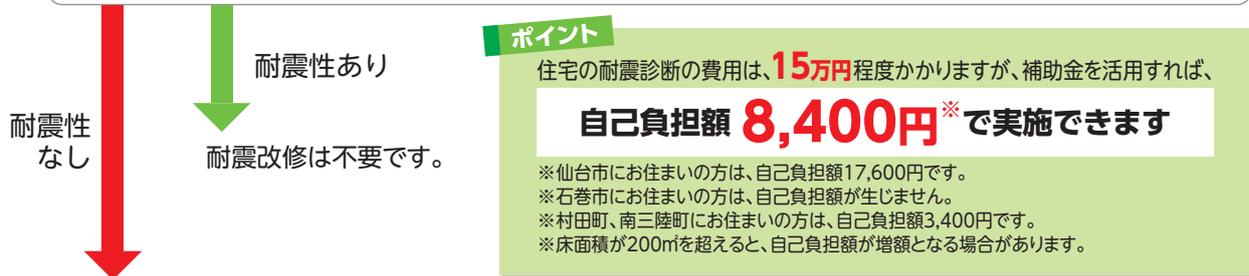
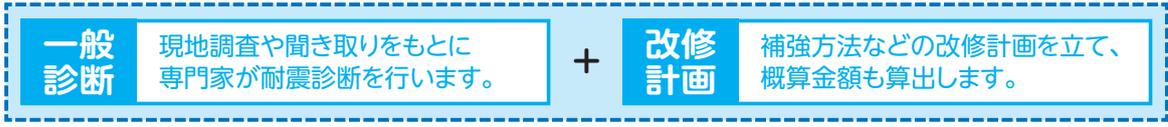
住宅の耐震化に助成制度(補助金)を活用できますので、お住まいの市町村に相談して、ご確認ください。



3 耐震診断の申込み

「みやぎ木造住宅耐震診断助成事業」

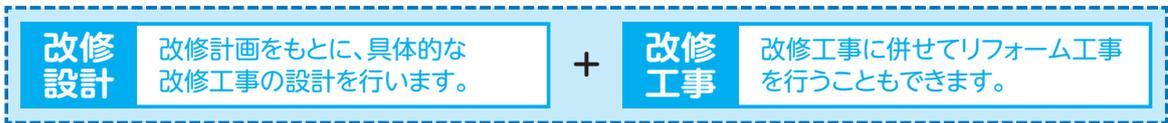
市町村窓口で耐震診断の申込みをすると、自宅に耐震診断士(建築士)が派遣されます。現地調査を行い、後日、耐震診断結果をお伝えします。



4 耐震改修の申込み

「みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業」

設計事務所または工務店等に見積を依頼し、契約して耐震改修工事を行います。契約及び着手前に、市町村への補助金の申請が必要となります。



※建て替えについても、補助対象となる場合がありますので、市町村にご確認ください。

ポイント
申請者が受け取れる補助金は、市町村によって異なり、

上限額は100万円～135万円です

※補助金は、工事金額や内容(併せてリフォーム工事を行うか等)によって変わります。
※補助制度は市町村毎に異なりますので、お住まいの市町村にご確認ください。

ご注意ください！

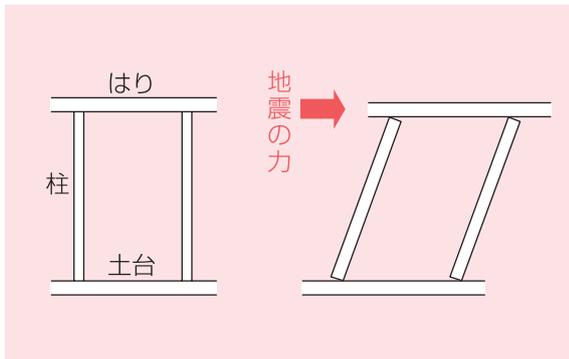
耐震改修助成の補助を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。要件はお住まいの市町村にご確認ください。

耐震診断・耐震改修の補助を受けるためには、お住まいの市町村への**事前申請**が必要です。着手後の申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

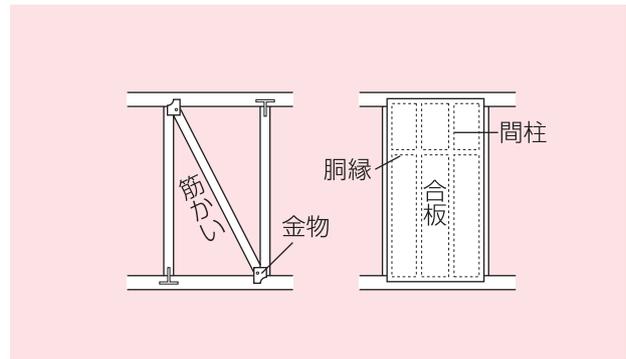
6 耐震改修のポイント

A 耐力壁を新設・増設する

木造住宅は壁や柱、はり、土台が一体となって地震の力に耐える構造になっています。窓や戸が多く壁の少ない面や、筋かいなどで補強されていない弱い壁の多い住宅は、地震により倒壊する危険性が高いので、耐力壁を新設したり、既存の壁を補強することで耐震性を向上させます。



柱とはりだけでは地震の力に耐えられません。



筋かいや構造用合板で補強し、耐力壁を造ります。筋かいは柱とはりに金物等で緊結し、合板は十分に釘打ちして、強度を確保します。

耐震改修のポイント① 押入の壁

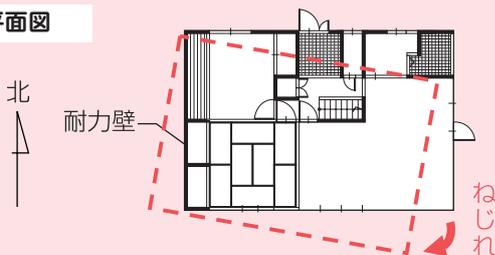
窓や戸をふさいで壁にしてしまうのは、抵抗があります。そのような場合は、押入の壁を補強して強度が確保できるか検討します (P.10 の事例1、P.11 の事例2)。押入の中身を取り出せば、工事ができ、目立たない箇所なので、表面仕上げを気にしなければ、工事費を抑えられます。

B バランスのよい耐力壁の配置

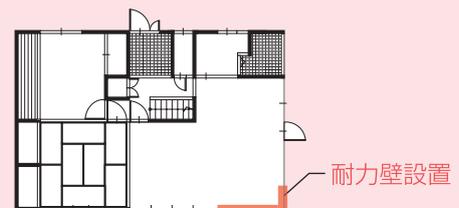
十分な量の耐力壁が設置されていても、配置バランスが悪ければ、地震の力で建物がねじれてしまい、危険です。

壁が少ない部分に重点的に耐力壁を配置することで、バランスを改善し、地震に対する安全性を高めることができます。

平面図

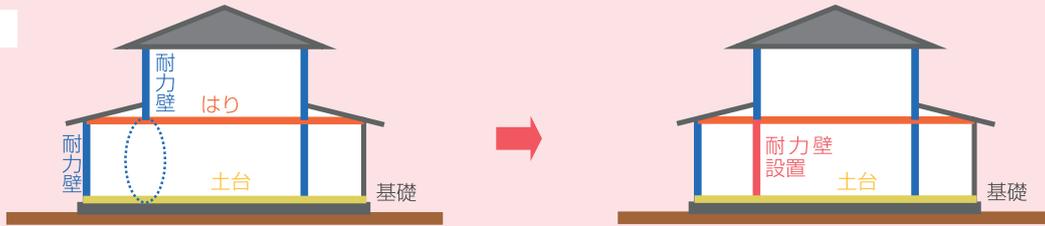


南側に大きな開口があり、耐力壁の配置バランスが悪いため、地震が来たときに建物がねじれて倒壊する危険性があります。



南側の開口部や、建物の角に耐力壁を設置し、バランスを改善することで耐震性を上げることができます。

断面図



2階の耐力壁の下に耐力壁がないと、2階に働く地震の力により、はりに大きな負担がかかり危険です。

2階の耐力壁の下に耐力壁を設置し、地震の力を土台と基礎に無理なく伝え、耐震性を上げることができます。

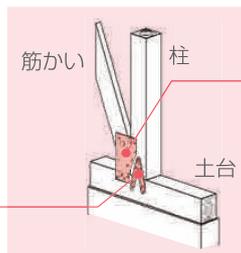
耐震改修のポイント② タンスに隠れた窓

タンスや戸棚などの後ろに隠れた窓はありませんか？ 開閉しない窓ならば、壁にしても生活への影響は少なく済みます。隠れる部分ですし、表面の仕上げを気にしなければ、工事費を抑えられます。補強した耐力壁とタンスを家具転倒防止金具で固定すればなお安心です。

C 接合部の補強

木造住宅は、壁や柱、はり、土台が一体となって地震の力に耐えます。その接合部が外れると、地震に耐えられずに、住宅が倒壊する恐れがあります。接合部の状況を確認し、金物でしっかりと接合することが重要です。

柱と土台・はりは、地震の力で外れないよう、山形のプレートなど所定の金物を用いてしっかりと接合します。



筋かいは、その効果を十分発揮するために、筋かいプレートなど所定の金物を用いてしっかりと接合します。

D 基礎の補強

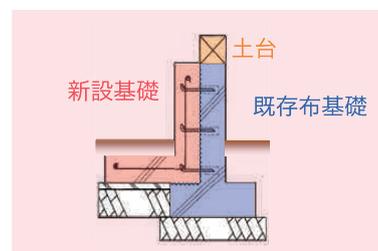
建物の下に堅固な基礎があっても、土台がしっかり緊結されていないと、地震の力により、建物（土台）が基礎から外れて住宅が倒壊する恐れがあります。

また、基礎がひび割れていたり、劣化している場合は補修や補強を行うと有効です。



エポキシ樹脂による補修

小さなひび割れの場合は、エポキシ樹脂を注入して補修します。



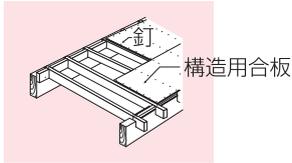
ひび割れが大きい場合や、沈下が見られる場合は、既存の基礎に沿って基礎を新設し補強します。

耐震改修のポイント③ リフォームといっしょに

リフォームをお考えの方は、リフォーム工事で内装材をはがしたときに、筋かい・柱・はりの接合部を金物で補強してから、新しい内装材を貼り直せば、別々に工事をするよりも工事費を抑えられて、工期も短縮できます。

E 床面などの一体化

建物が一体となって地震の力に耐えるためには、2階の床面、2階の天井面または屋根面等の水平構面を補強することが大切です。



水平構面を補強するには、構造用合板を張ります。このとき、所定のくぎ打ち間隔を守り、強度を確保します。



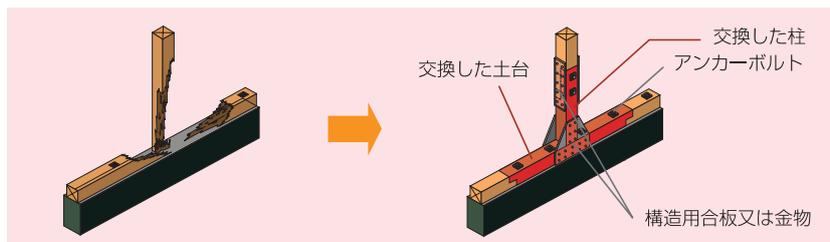
水平構面の隅角部に設置する火打金物は強度を確保します。

耐震改修のポイント④ 見栄えを重視しない

補強工事の後は、内外装仕上げを元どおりに戻す方法が一般的です。しかし安全性を確保した上で、仕上げの見栄えを重視しなければ、工事費を安く抑えることができ、150万円程度の工事費を90万円程度に抑えられる場合があります。

F 腐朽・劣化した部材の交換

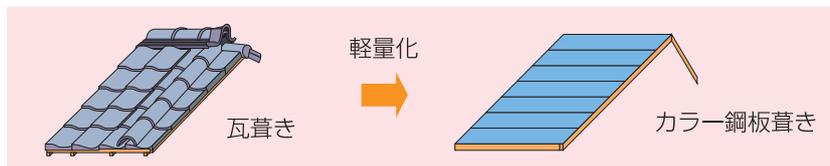
柱や土台など構造上重要な部分が腐朽していたり、シロアリ被害を受けている場合は、腐朽した部材を新しい部材に交換し、健全な状態に戻すことが重要です。



交換した部材と既存の部材は、構造用合板や金物等を用いて、しっかり接合します。このとき、交換した新しい木材には、適切な薬剤を用いて防腐・防蟻処理をすると効果的です。

G 建物の軽量化

建物の耐震性を向上させるためには、建物を軽量化することで、建物が受ける地震の力そのものを減らすことも有効です。



屋根や外壁を軽い材料にすると、地震で受ける力を小さく抑えることができます。間取りの制約などがあり、耐力壁を増やすことが難しい場合には有効な方法です。ただし、一般的には工事規模や範囲が大きくなり、工事費も高額になるため、屋根・外壁の補修や葺き替え、外観デザインの見直しなどとあわせて行うと効率的です。

※ここでは、耐震改修工事の一例として瓦から重量の軽い鋼板の屋根に葺き替える工法を紹介していますが、瓦屋根自体が地震に対して問題があるということではありません。

耐震改修のポイント⑤ 瓦屋根の点検と補強

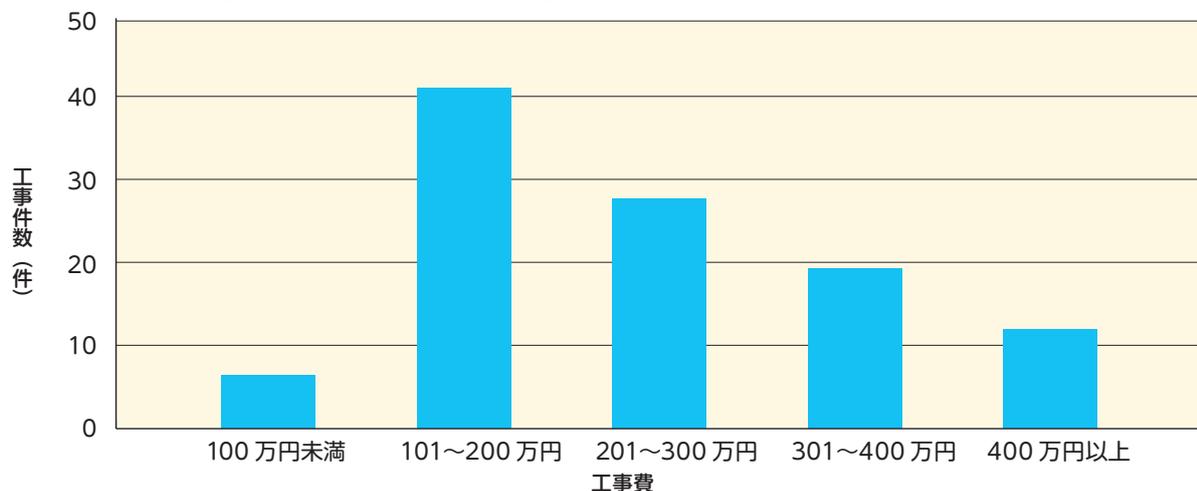
瓦屋根は、地震や強風により落下した場合、非常に危険であるため、専門家による早目の調査や点検及び必要に応じて補強等をお勧めします。

7 耐震改修の費用はいくらかかるの？

1 工事費のめやす

住宅の規模や改修前の状況、耐震改修工事の内容によって工事費には幅があります。

【住宅の耐震改修工事費の分布】 県の助成を受けた住宅の耐震改修工事の実績より（R6）



耐震改修は様々な方法があり、工事内容によってかかる費用も変わります。仕上げ（見栄え）を気にしなければ、安価に抑える方法もあり、また、耐震改修に併せてリフォーム工事を行えば、別々に行うよりも経費を抑えることができ、リフォーム工事に対する補助金の上乗せを受けられる場合もあります。詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。

2 補強の種類別に見た工事費のめやす

工事の種類別に必要な工事費は、おおむね次のようになります。

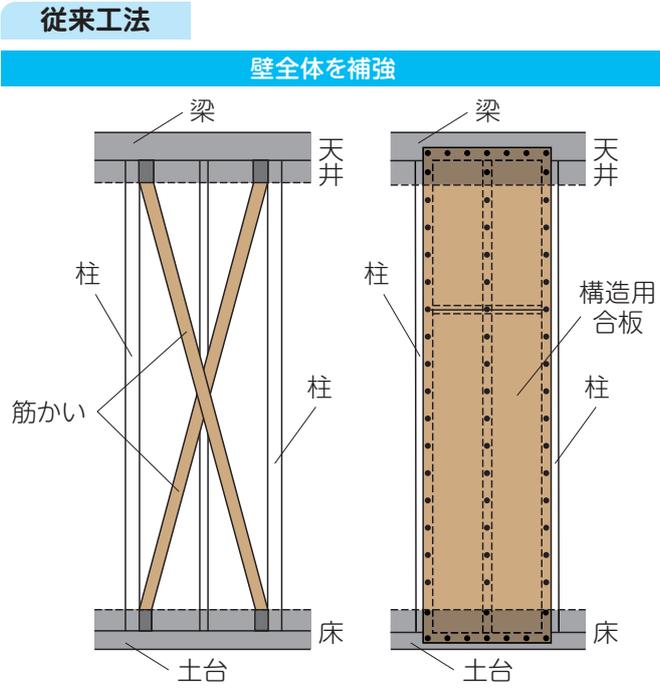
補強の種類	壁の補強	壁の新設	基礎の補強
補強の内容	<p>既存壁に合板貼（片面） 柱 構造用合板貼 土台 基礎</p>	<p>柱と壁を新設（片面） 梁 新設柱 構造用合板貼 土台 基礎</p>	<p>鉄筋コンクリート基礎の打ち増し 古い基礎 新しく補強した基礎</p>
工事費の目安（税込み）	幅91cm(3尺)の壁 10~14万円	幅91cm(3尺)の壁 12~17万円	3~8万円/m
備考	既存内装撤去・再仕上げ含む	関連する既存内装撤去・再仕上げ含む	関連する内装工事費等含まず
補強の種類	屋根の軽量化		腐食部分の改良
補強の内容	<p>瓦葺きなどの重い屋根を鉄板葺きなどの軽い屋根に葺き替え</p>		<p>土台、柱の腐食部分の取り替え 柱 アンカーボルト アンカーボルト 古い土台 取替えた土台</p>
工事費の目安（税込み）	1.4~2.1万円/m²		状況による
備考	撤去費用を含み、足場費用を含まず		

8 低コスト工法とは

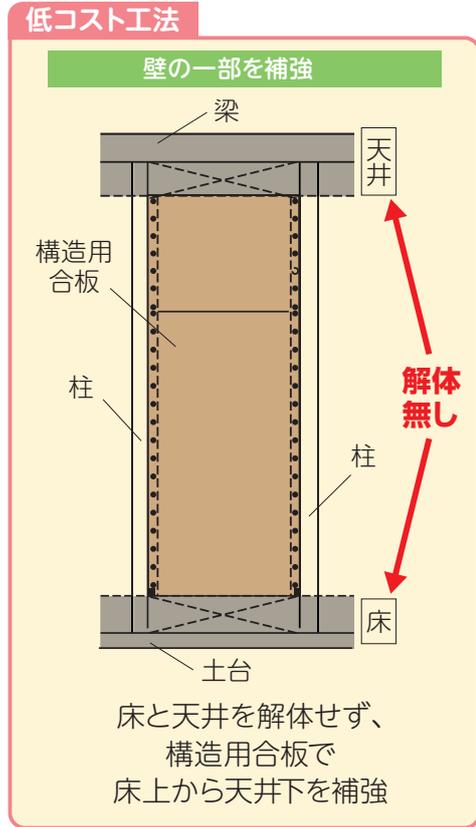
従来の耐震改修工法では、筋かいや構造用合板を設置して天井内の梁や床下の土台に固定する必要があったため、天井や床を解体し、筋かい等を設置後に天井や床を復旧する必要がありました。

低コスト工法は、天井や床を解体すること無く構造用合板を設置することができるため、工事費が抑えられ、工事期間の短縮にもつな갑니다。

低コスト工法は、有識者で構成される愛知建築地震災害軽減システム研究協議会で評価され、全国の多くの自治体で採用されている信頼できる工法です。



床と天井を解体して、筋かいや構造用合板で柱と梁・土台を一体補強



床と天井を解体せず、構造用合板で床上から天井下を補強

低コスト工法のメリット

工事費の削減

解体・復旧を最小限に抑えられるため、工事費を削減できます。



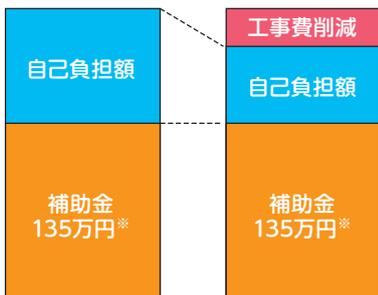
工事期間の短縮

解体・復旧を最小限に抑えられるため、工事期間が短縮できます。



住みながら工事可能

解体・復旧を最小限に抑えられるため、自宅に住みながら工事が可能です。



従来工法

低コスト工法

*補助金は市町村によって異なります。

工事費を抑えた分、リフォームもできた



安心・安全・快適に暮らせませす



9 耐震改修の事例

耐震改修工事は、工事費を安く抑える工夫や、住みながら改修工事を行える場合もあります。過去の事例を参考に、ご自宅の耐震改修をご検討ください。

建物の概要

改修前の建物の概要です。

改修工事の概要

改修工事の特徴

改修にあたって特に工夫した点、改修工事の効果などを説明しています。

工事費を低く抑えたり、小規模な工事で耐震性を大きく上げたポイントなど、効果的な耐震改修のヒントが書かれています。

工期

工事に着工した日から完成までに要した日数です。(契約書に書かれた書面上の工期ではありません。)改修工事をお考えになる際の目安としてください。

居ながら工事

居ながら工事(工事期間に仮移転をせず、住み続けながら住宅の工事を行うこと)を実施したか否かを示しています。

改修項目

実施した改修の項目を示しています。A～GのアルファベットはP.5～の「耐震改修のポイント」の各項目と対応しています。

耐震性能の比較

耐震改修前後の耐震性能を、上部構造評点により比較しています。上部構造評点とは、地震の力に対して建物が持っている耐力の安全率に相当し、つぎのように判定されます。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

工事費

耐震改修工事は、補強とは直接関係ない工事(仮設工事や解体工事など)も発生します。

どのような工事が必要で、どの位の金額がかかるのかの目安としてお考えください。

また、工事費は建物ごとの条件によって異なりますし、建設資材の価格上昇等により、変動する可能性がありますので、耐震改修を検討される際は実際に見積をとることをおすすめします。

耐震改修事例インデックス

事例①	低コスト工法により工事費を抑えた例(その1)	3,765,300円
事例②	低コスト工法により工事費を抑えた例(その2)	1,853,600円
事例③	耐震壁にクロスを貼らず工事費を抑えた例	3,369,800円
事例④	住みやすさを損なわないよう押入等の壁を補強した例	2,322,600円
事例⑤	バランスを考慮して窓をふさいで耐震壁とすることにより耐震性を向上させた例	5,329,100円
事例⑥	リフォームとあわせて耐震改修を行い効率的に耐震性を向上させた例	6,198,600円

事例①

低コスト工法により工事費を抑えた例(その1)

建物の概要

建築年次	階数	延べ面積	屋根	外壁	基礎
昭和45年	2階	208 m ²	瓦葺き	サイディング	無筋コンクリート

改修工事の概要

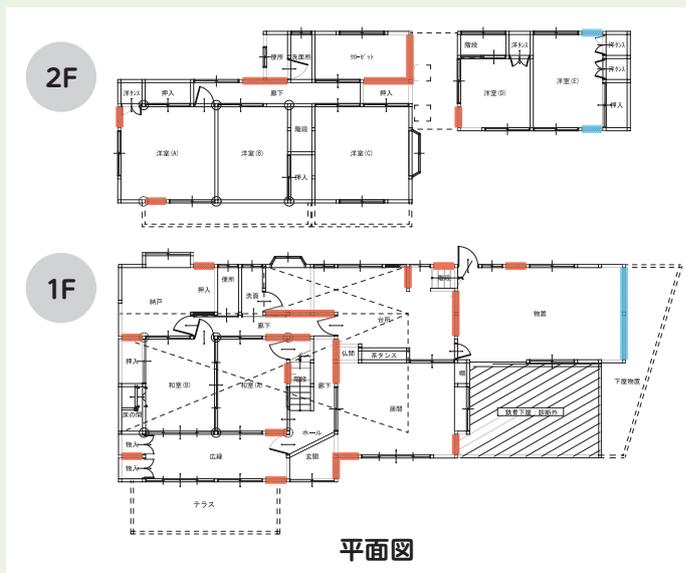
改修工事の特徴

自宅の耐震性が心配であるが工事費を抑えたいという所有者の要望により、従来工法に加えて低コスト工法により補強した耐震壁を設置することにより、耐震性を向上させつつ工事費を抑えて施工できました。

工期 30日間程度

居ながら工事 居ながら工事を実施

改修項目 **A** 低コスト工法により補強 (— 部分)
B 従来工法により補強 (— 部分)



天井を
解体せず



低コスト工法により、
天井及び床を解体せずに
壁を補強

耐震性能の比較



工事費

工事内容	工事費概算		備考
	従来工法※	低コスト工法	
仮設工事	278,000 円	282,000 円	
補強工事	3,983,000 円	2,529,000 円	
撤去工事	342,000 円	153,000 円	
諸経費	690,000 円	359,000 円	
消費税	529,300 円	332,300 円	10%
耐震改修工事費 合計	5,822,300 円	3,655,300 円	
設計・監理費 (消費税込み)	582,000 円	110,000 円	
合計	6,404,300 円	3,765,300 円	
補助額	1,150,000 円	1,150,000 円	
自己負担額	5,254,300 円	2,615,300 円	

※耐震診断時の概算金額

事例②

低コスト工法により工事費を抑えた例(その2)

建物の概要

建築年次	階数	延べ面積	屋根	外壁	基礎
昭和48年	1階	166 m ²	瓦葺き	サイディング	無筋コンクリート

改修工事の概要

改修工事の特徴

自宅の耐震性が心配であるが工事費を抑えたいという所有者の要望により、従来工法に加えて低コスト工法により補強した耐震壁を設置することにより、耐震性を向上させつつ工事費を抑えて施工できました。なお、当事例では、精密診断法により改修設計したことで、より工事費を抑えることができました。

工期 30日間程度

居ながら工事 居ながら工事を実施

改修項目 **A** 低コスト工法により補強(—部分)
B 従来工法により補強(—部分)



天井及び床を解体せず



低コスト工法により、天井及び床を解体せずに壁を補強

耐震性能の比較



工事費

工事内容	工事費概算		備考
	従来工法※	低コスト工法	
仮設工事	119,000円	183,000円	
補強工事	1,917,000円	1,263,000円	
撤去工事	360,000円	81,000円	
諸経費	396,000円	79,000円	
消費税	279,200円	160,600円	10%
耐震改修工事費 合計	3,071,200円	1,766,600円	
設計・監理費(消費税込み)	334,000円	87,000円	
合計	3,405,200円	1,853,600円	
補助額	1,150,000円	1,150,000円	
自己負担額	2,255,200円	703,600円	

※耐震診断時の概算金額

事例③

耐震壁にクロスを貼らず工事費を抑えた例

建物の概要

建築年次	階数	延べ面積	屋根	外壁	基礎
昭和47年	2階	123㎡	鉄板葺き	サイディング	無筋コンクリート

改修工事の概要

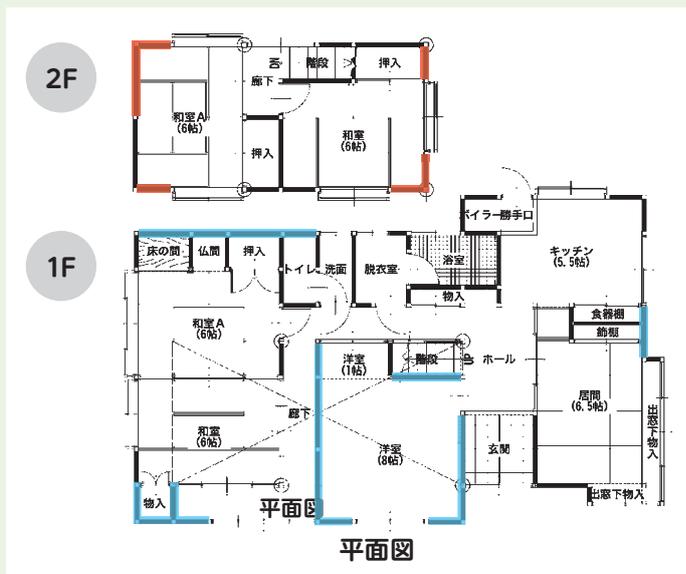
改修工事の特徴

自宅の耐震性が心配であるが工事費を抑えたいという所有者の要望により、普段使用しない2階に設置した耐震壁にはクロスを貼らず、構造用合板そのままの仕上がりとし、工事費を抑えることができました。

工期 80日間程度

居ながら工事 居ながら工事を実施

- 改修項目**
- A** 既存の壁を筋かいと構造用合板により補強(クロス無し) (—部分)
 - B** 既存の壁を筋かいと構造用合板により補強(クロス有り) (—部分)



筋かいで補強



構造用合板で補強しそのままの仕上がり

耐震性能の比較

改修前

0.15
倒壊する可能性が高い



改修後

1.10
一応倒壊しない

工事費

工事内容	工事費概算	備考
仮設工事	157,000円	
補強工事	2,147,000円	
撤去工事	319,000円	
諸経費	245,000円	
消費税	286,800円	10%
耐震改修工事費 合計	3,154,800円	
設計・監理費 (消費税込み)	215,000円	
合計	3,369,800円	
補助額	1,150,000円	
自己負担額	2,219,800円	

事例④

住みやすさを損なわないよう押入等の壁を補強した例

建物の概要

建築年次	階数	延べ面積	屋根	外壁	基礎
昭和 52 年	2階	105 m ²	鉄板葺き	サイディング	鉄筋コンクリート

改修工事の概要

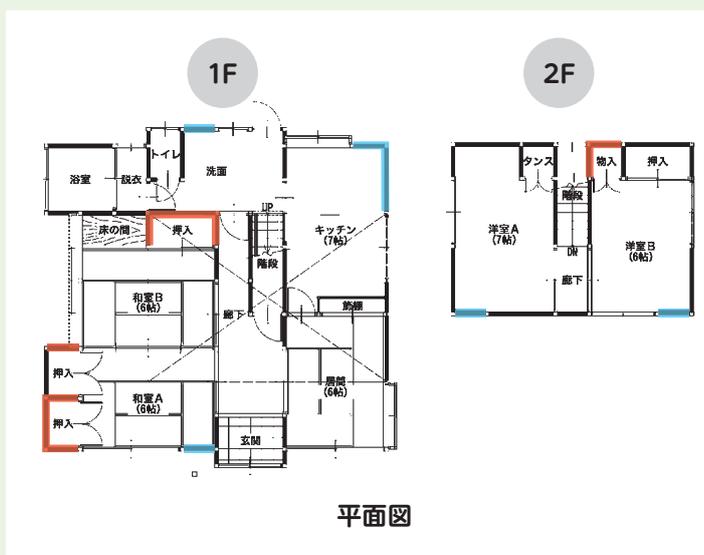
改修工事の特徴

押入や物入、床の間の壁を中心に補強したため、元々あった窓や戸をふさぐことなく、住みやすさを維持したままで耐震性を向上することができました。また、押入壁の仕上げは、居間などの居室の仕上げと比べて安価なため、工事費を抑えることができました。

工期 50日間程度

居ながら工事 居ながら工事を実施

- 改修項目**
- A** 既存の壁(押入等)を筋かいと構造用合板により補強(—部分)
 - B** 既存の壁(押入等以外)を筋かいと構造用合板により補強(—部分)



押入の壁を筋かいで補強



工事完了

耐震性能の比較

改修前

0.26
倒壊する可能性が高い



改修後

1.15
一応倒壊しない

工事費

工事内容	工事費概算	備考
仮設工事	131,000 円	
補強工事	1,346,000 円	
撤去工事	244,000 円	
諸経費	195,000 円	
消費税	191,600 円	10%
耐震改修工事費 合計	2,107,600 円	
設計・監理費(消費税込み)	215,000 円	
合計	2,322,600 円	
補助額	1,150,000 円	
自己負担額	1,172,600 円	

事例⑤

バランスを考慮して窓をふさいで耐震壁とすることにより耐震性を向上させた例

建物の概要

建築年次	階数	延べ面積	屋根	外壁	基礎
昭和 21 年	1 階	231 m ²	鉄板葺き	サイディング	ブロック基礎

改修工事の概要

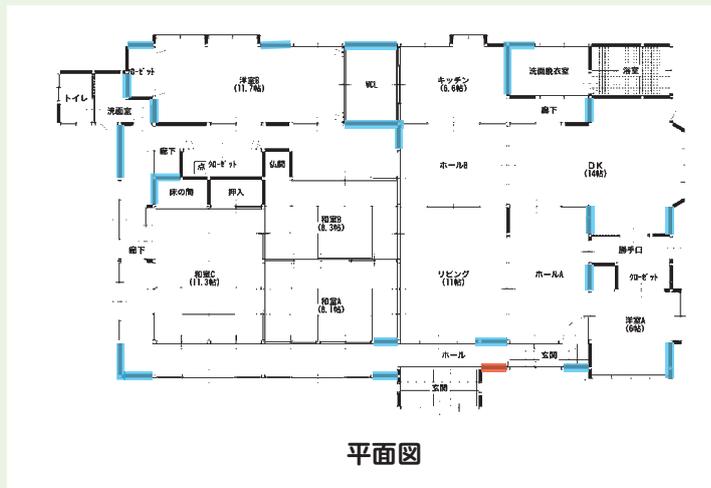
改修工事の特徴

もともと南側に開口部が多く壁が少ないことから、壁の配置のバランス悪い建物でした。住みやすさを損なわない範囲で南側の窓の一部をふさいで耐震壁を設置することにより、耐震壁のバランスが改善され、耐震性が向上しました。

工期 100日間程度

居ながら工事 居ながら工事を実施

- 改修項目**
- A** バランスを考慮し、窓の一部をふさいで耐震壁を新設(— 部分)
 - B** 既存の壁を筋かいと構造用合板により補強(— 部分)



南側の窓を
耐震壁に

耐震性能の比較

改修前

0.32
倒壊する可能性が高い



改修後

1.13
一応倒壊しない

工事費

工事内容	工事費概算	備考
仮設工事	277,000 円	
補強工事	3,330,000 円	
撤去工事	345,000 円	
諸経費	529,000 円	
消費税	448,100 円	10%
耐震改修工事費 合計	4,929,100 円	
設計・監理費 (消費税込み)	400,000 円	
合計	5,329,100 円	
補助額	1,150,000 円	
自己負担額	4,179,100 円	

10 税制上の優遇措置があります(所得税・固定資産税)

所得税の控除 令和10年12月31日まで

自ら居住する住宅の耐震改修工事を行ったときに使える制度です。

昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された住宅が、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を行った場合、以下の控除額が所得税から控除されます。

内容	
減税の種類	投資型減税
改修時期	平成21年1月1日～ 令和10年12月31日
控除期間	1年 (改修工事を完了した日の属する年分)
概要	<p>令和4年1月1日～令和5年12月31日まで</p> <p>以下の控除額(=(ア)及び(イ)の合計額)が所得税から控除されます。 (ア)国土交通大臣が定める耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額(上限:250万円まで):10%を控除 (イ)以下①、②の合計額((ア)と合計で1,000万円まで):5%を控除</p> <p>①(ア)の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち250万円を超える額 ②(ア)以外の一定の増改築等の費用に要した額((ア)と同額を限度) ※(ア)、(イ)共に補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額 ※一定の増改築等:住宅ローン減税(増改築)対象となる工事</p> <p>平成21年1月1日～令和3年12月31日まで</p> <p>控除対象限度額:250万円 控除率:10% 「国土交通大臣が定める耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額-補助金等*」の金額が対象 *国または地方公共団体から交付される補助金または交付金その他これらに準じるもの</p>

要件	
家屋の適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ○その者が主として居住の用に供する家屋であること ○家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること ○改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること
改修工事の要件	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること
工事費の要件	なし
所得要件	なし

※税制上の優遇措置については、お住まいの市町村の税務担当部署や最寄りの税務署にご確認ください。

固定資産税の減額 令和13年3月31日まで

耐震改修工事を行った住宅の固定資産税(120㎡相当分までに限る)が1年間、2分の1に減額されます。

耐震改修工事費用が税込50万円超であること、昭和57年1月1日以前から所在する家屋であること、などが要件となっています。

内容	
減税の種類	固定資産税の減額
適用となる改修工事時期	平成19年1月1日～ 令和13年3月31日
期間	<p>減税期間 1年間(工事完了年の翌年度分)</p> <p>申告期間 工事完了後3ヶ月以内</p>
減額の概要	耐震改修工事を行った際に、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税(120㎡相当分までに限る)を 2分の1 減額する

要件	
家屋の適用要件	昭和57年1月1日以前から所在する家屋であること
改修工事の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行っていること ○令和13年3月31日までに工事を完了すること
工事費の要件	耐震改修工事費が 税込50万円 を超えること

※税制上の優遇措置については、お住まいの市町村の税務担当部署や最寄りの税務署にご確認ください。

11 耐震改修のための融資制度があります

耐震改修の必要性を理解しているが、耐震改修補助金を利用しても工事費用の手当てが不安な方や老後のための資金を取り崩すことに不安をお持ちの方、高齢者は住宅ローンを利用できないとあきらめている方など、資金面で耐震改修に踏み切れない方は、住宅金融支援機構が提供している融資制度の活用をご検討ください。

リフォーム融資(耐震改修工事)

住宅金融支援機構が提供する耐震改修工事を行う方向けの融資メニューです。

1 融資の対象となる工事

- (1)認定耐震改修工事(建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事) または耐震補強工事(住宅金融支援機構の定める耐震性に関する基準等に適合するための工事)のいずれかに該当する工事
(2)(1)の工事と併せて実施する増改築、修繕・模様替え

2 お申し込み時の年齢

- (1)満79歳未満の方 (2)高齢者向け返済特例を利用する場合：満60歳以上の方

高齢者向け返済特例とは？

返済期間を申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるときまでとし、毎月の支払を利息のみとする返済方法で、通常の返済方法(元利均等返済又は元金均等返済)と比べて月々の負担を低く抑えられます。借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含む)全員が亡くなられたときに、相続人から、融資住宅及び土地の売却、機構からの借換融資、自己資金等により、一括して返済します。

※その他、申込要件、商品概要などは、「リフォーム融資のご案内」(パンフレット)または住宅金融支援機構のホームページなどで確認してください。



お問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客様コールセンター **0120-0860-35** ▲リフォーム融資HP

【リ・バース60】

住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンで、住宅のリフォーム(耐震改修工事も含む。)にもご利用できます。

なお、ご利用可能な方の年齢、取扱可能エリア、金融機関における商品名称その他商品内容は、取扱金融機関ごとに異なります。

1 融資の対象となる工事(リフォームの場合)

- (1)増築 (2)改築 (3)修繕・模様替え

2 お申し込み時の年齢

- (1)満60歳以上の方 (2)満50歳以上満60歳未満の方((1)の融資限度額とは異なります。)

【リ・バース60】の特徴は？

毎月のお支払は利息のみで、元金は契約者全員が亡くなられたときに相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅及び土地)の売却によりご返済いただくため、一般の住宅ローン(元利均等返済又は元金均等返済)よりも毎月の支払の負担が少なくなります。

※その他、申込要件、商品概要などは、住宅金融支援機構のホームページ及び取扱金融機関のホームページなどで確認してください。



お問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客様コールセンター **0120-9572-60** ▲リ・バース60HP

12 みやぎ木造住宅耐震助成事業 市町村窓口一覧

市町村名	担当課	電話(内線)	耐震診断自己負担額	耐震改修等補助(最大)	建替え補助※
仙 台 市	建築指導課 建築防災係	022-214-8323	17,600円	125万円	×
	青葉区 街並み形成課	022-225-7211			
	宮城野区 街並み形成課	022-291-2111			
	若林区 街並み形成課	022-282-1111			
	太白区 街並み形成課	022-247-1111			
	泉区 街並み形成課	022-372-3111			
石 巻 市	建築指導課 指導係	0225-95-1111(5677,5679)	0円	125万円	○
塩 竈 市	まちづくり・建築課 指導係	022-364-1126	8,400円	100万円	○
気 仙 沼 市	住宅課 住宅企画係	0226-22-3426	8,400円	125万円	○
白 石 市	建設課 建築住宅係	0224-22-1326	8,400円	125万円	○
名 取 市	都市計画課 建築係	022-724-7124	8,400円	110万円	○
角 田 市	都市計画課 都市計画係	0224-63-0138	8,400円	125万円	○
多 賀 城 市	都市計画課 建築宅地係	022-368-4242	8,400円	110万円	○
岩 沼 市	都市施設課 住宅係	0223-22-1117	8,400円	125万円	○
登 米 市	建築営繕課 営繕二係	0220-34-2318	8,400円	110万円	○
栗 原 市	建築住宅課 建築係	0228-22-1153	8,400円	110万円	○
東 松 島 市	建築住宅課 建築係	0225-82-1111(2205)	8,400円	125万円	○
大 崎 市	建築指導課 指導担当	0229-23-8057	8,400円	110万円	○
富 谷 市	建設部 都市計画課	022-358-0527	8,400円	125万円	○
蔵 王 町	建設課 建築係	0224-33-2214	8,400円	110万円	○
七ヶ宿町	農林建設課 建設土木係	0224-37-2115	8,400円	110万円	○
大河原町	地域整備課 建築住宅係	0224-53-2445	8,400円	125万円	○
村 田 町	建設水道課 建設班	0224-83-6407	3,400円	110万円	○
柴 田 町	都市建設課 建築住宅班	0224-55-2121	8,400円	110万円	○
川 崎 町	建設課 建築係	0224-84-4060	8,400円	110万円	○
丸 森 町	建設課 建築住宅班	0224-72-3032	8,400円	125万円	○
亘 理 町	都市建設課 建築宅地班	0223-34-0508	8,400円	125万円	○
山 元 町	建設水道課 都市計画班	0223-37-5111	8,400円	135万円	○
松 島 町	建設課 管理班	022-354-5715	8,400円	110万円	○
七ヶ浜町	防災対策室 交通防災係	022-357-7437	8,400円	110万円	○
利 府 町	都市整備課 営繕係	022-767-2342	8,400円	125万円	○
大 和 町	総務課 危機対策室	022-345-1112	8,400円	110万円	○
大 郷 町	地域整備課	022-359-5508	8,400円	110万円	○
大 衡 村	都市建設課	022-341-8515	8,400円	110万円	○
色 麻 町	総務課 防災安全係	0229-65-2210(118,119)	8,400円	110万円	○
加 美 町	建設課 建築係	0229-63-3116	8,400円	110万円	○
涌 谷 町	建設課 都市計画班	0229-43-2129	8,400円	110万円	○
美 里 町	建設課 総務係	0229-33-2143	8,400円	110万円	○
女 川 町	建設課 庶務係 建設課 建築係	0225-54-3131(272)	8,400円	125万円	○
南 三 陸 町	建設課 営繕係	0226-46-1377	3,400円	110万円	○

※耐震診断の結果、耐震性がないと判定された住宅の建替え工事への補助の適用。

13 宮城県建築物耐震リフォーム無料相談所

宮城県HP▶



県では、建築物の耐震に関する無料相談所を開設しています。ご自宅の耐震性の不安や、耐震診断・耐震改修の内容や市町村の助成制度などの疑問について、建築の専門家がお答えします。相談は無料ですので、お気軽にお電話ください。

受付日時	月～金曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)	相談料	無 料
相談窓口	一般社団法人 宮城県建築士事務所協会 仙台市青葉区上杉2-2-40 宮城県建築設計会館 電 話 022-223-7330 ●相談窓口にお越しいただく場合も、事前に電話でお問合わせください。		

お問い合わせ先

宮城県 土木部 建築宅地課 企画調査班
電 話 022-211-3245
メール kentakp@pref.miyagi.lg.jp



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用



植物油インキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和8年2月作成

この印刷物は3,700部作成し、1部当たり127円です